

議案第 69 号

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

松阪市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 12 条第 3 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）」を「第 12 条第 4 項の表の第 2 号」に、「第 45 条第 2 項（同項の表の第 1 号に係る部分に限る。）」を「第 45 条第 3 項の表の第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。